

改正

平成19年4月1日告示第74号

平成20年8月6日告示第124号

平成21年3月31日告示第66号

平成25年3月28日告示第27号

平成27年3月13日告示第38号

平成29年3月23日告示第53号

平成30年3月27日告示第29号

平成31年3月29日告示第57号

令和2年3月27日告示第32号

庄原市まちなか活性化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、まちなかの空き店舗等を活用し、活性化事業を実施するものに予算の範囲内において補助金を交付し、まちなかの活性化及びにぎわいを再生することを目的として、当該補助金の交付に関し庄原市補助金交付規則（平成17年庄原市規則第46号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「まちなか」とは、旧市町の中心となる区域で公共施設、商店、住宅等が集積し、空き店舗等の有効活用が見込める区域をいう。

2 前項の区域は、市長が別に定める。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次条に定める事業を行う者で、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 市税を滞納していない者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないもの

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、空き店舗若しくは空き家（以下「空き店舗等」という。）を活用した事業又は商店街イベント若しくは店舗の改装事業で、別表に掲げる事業とする。ただし、他の補助制度により補助金を受けて行う事業は除くものとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）事業計画書（様式第2号）

（2）収支予算書（様式第3号）

2 前項に定める申請書の提出期限は、市長が別に定める。

（交付決定）

第6条 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 市長は、前条に定める通知書に、次に掲げる指示又は条件を付すものとする。

（1）前条の規定による交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を中止し、又は実施しないときは、あらかじめ市長の承認を得ること。

（2）補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、指示を受けること。

（3）補助事業は予定の期間内に完了させるとともに、完了後は、速やかに市長の検査を受けること。

（4）前条の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、市税を滞納していないこと。

（届出の義務）

第8条 補助事業者は、事業着手後速やかに着手届（様式第5号）を、完成後速やかに完成届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（事業計画の変更）

第9条 補助事業者は、当該事業計画を変更しようとするときは、計画変更承認申請書（様式第7号）に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを承認し、計画変更承認通知書（様式第8号）により当該申請者に通知するものとする。

(事業実績の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、実績報告書(様式第9号)に収支決算書(様式第10号)その他市長が必要と認める書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項に定める実績報告書提出期限は、当該事業の完了した日から起算して1月以内又は当該補助金の交付決定があった日の属する会計年度の翌年度の4月10日のうち、いずれか早い日とする。

(交付の請求)

第11条 補助事業者は、補助金等の交付を受けようとするときは、交付請求書(様式第11号)により市長に請求しなければならない。

2 前項に定める交付請求書の提出期限は、市長が別に定める。

(補助金の概算払い)

第12条 補助事業者は、補助金の概算払いを受けようとするときは、概算払交付申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(帳簿等の保存期間)

第13条 補助事業者は、事業記録簿、金銭出納簿等の必要な帳簿を備付け、証拠書類とともに整備しておかなければならない。

2 前項に定める帳簿等の保存期間は、当該補助事業の完成した日から起算して5年を経過した日の属する市の会計年度の末日までとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の庄原市中心市街地活性化事業補助金交付要綱(平成13年庄原市告示第14号。以下「合併前の告示」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

3 平成16年4月1日から施行日の前日までに実施した合併前の告示に定める空き店舗等活用事業及び空き店舗等を活用した創業支援事業は、この告示の補助対象とする。

4 施行日の前日までに、合併前の告示の規定により交付決定を行った補助金については、なお合併

前の告示の例による。

5 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

6 前項の規定による失効の日までに、この告示の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、失効後もなおその効力を有する。

附 則（平成19年4月1日告示第74号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の前日に事業開始したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成20年8月6日告示第124号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

（失効）

2 この告示は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

3 前項の規定による失効の日までに、この告示の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、失効後もなおその効力を有する。

附 則（平成21年3月31日告示第66号）

（施行期日）

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行日の前日までに、改正前の規定により交付決定のされたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月28日告示第27号）

（施行期日）

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の庄原市まちなか活性化補助金交付要綱の規定により交付決定されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月13日告示第38号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日告示第53号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の庄原市まちなか活性化補助金交付要綱の規定により交付決定されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月27日告示第29号抄）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

（庄原市まちなか活性化補助金交付要綱の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この告示の施行の日の前日までに、改正前の庄原市まちなか活性化補助金交付要綱の規定により交付決定したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月29日告示第57号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の庄原市まちなか活性化補助金交付要綱の規定により交付決定したものについては、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月27日告示第32号）

この告示は、令和2年3月28日から施行する。

別表（第4条関係）

1 空き店舗等活用創業支援事業

補助対象者	新たに創業しようとする団体又は個人
対象事業	補助対象者が空き店舗等を活用して日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）の本表備考に掲げる業種（以下「指定業種」という。）により創業する事業
対象費目	1 借上料 2 店舗の改装費

	<p>(1) 改装業者へ委託し、天井、壁、床、塗装、サイン、電気及び給排水工事を主なものとする。</p> <p>(2) 店舗と一体となって使用する厨房設備、冷暖房設備等</p> <p>(3) 償却資産となる備品等（耐用年数が1年を超え、取得価格が10万円を超えるもの）</p> <p>(4) その他市長が適当と認めたもの</p>
補助金額	<p>1 借上料の5分の2以内で、限度額は月額3万4千円とする。</p> <p>2 店舗の改装費の4分の1以内で、限度額は42万5千円とする。</p>
補助回数等	<p>1 借上料については、交付決定日の属する月から2年以内を対象とする。</p> <p>2 借上料に対する補助金の交付は、1回目は12月分の借上料完納後とし、2回目以降は6月分の借上料完納ごととする。</p> <p>3 店舗の改装費については、1回限りとし、工事完了後に交付する。</p>

2 まちなかイベント事業

補助対象者	継続的にまちなかを活性化しようとする団体又は個人
対象事業	補助対象者が実施するイベント事業等
対象費目	<p>1 報償費</p> <p>2 旅費</p> <p>3 消耗品費</p> <p>4 印刷製本費</p> <p>5 役務費</p> <p>6 使用料</p> <p>7 賃借料</p> <p>8 その他市長が適当と認めたもの</p>
補助金額	補助対象経費の5分の2以内で、限度額は34万円とする。
補助回数等	各年度1回限りとし、3回を限度とする。

3 店舗改装支援事業

補助対象者	店舗を改装しようとする指定業種の事業者
対象事業	補助対象者が、まちなかを活性化するために現在の店舗を改装する事業
対象費目	店舗の改装費

	<p>(1) 改装業者へ委託し、天井、壁、床、塗装、サイン、電気及び給排水工事を主なものとする。</p> <p>(2) 店舗と一体となって使用する厨房設備、冷暖房設備等</p> <p>(3) 償却資産となる備品等（耐用年数が1年を超え、取得価格が10万円を超えるもの）</p> <p>(4) その他市長が適当と認めたもの</p>
補助金額	店舗の改装費の4分の1以内で、限度額は42万5千円とする。
補助回数等	1回限りとし、工事完了後に交付する。

備考

- 1 日本標準産業分類の補助対象とする業種は、次の表のとおりとする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を除く。

大分類	中分類	小分類
卸売業、小売業	全業種	全業種
宿泊業、飲食サービス業	全業種	全業種
生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	全業種
	79 その他生活関連サービス業	793 衣服裁縫修理業
	80 娯楽業	全業種
教育、学習支援業	82 その他の教育、学習支援業	823 学習塾
		824 教養・技能教授業
医療・福祉業	83 医療業	全業種

- 2 補助金額の算出について、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額を補助金額とする。

様式（省略）